
武道振興施設のあり方に関する報告書

平成27年1月

武道振興施設のあり方検討会

はじめに

武道を取り巻く環境をみますと、平成24年度から中学校において武道が必修化され、武道に関わる青少年が増加しているほか、指導者の育成が求められるなど、武道の振興に対する気運が盛り上がっています。

また、長野県の状況をみますと、県立の武道館がないことから、これまで県立武道館の建設を求める要望が度々行われてきました。

このような中、多くの県民が生涯にわたり健康で元気な生活を送ることができるよう、スポーツに親しむことのできる環境づくりを推進する必要があるとのことから、「しあわせ信州創造プラン」（長野県総合5か年計画）、「第2次長野県教育振興基本計画」及び「長野県スポーツ推進計画」において、「武道を振興するための施設のあり方を検討」することが位置づけられました。

上記計画に基づき、「武道振興施設のあり方検討会」が設置され、長野県における武道を振興するための施設のあり方について、検討を重ねてきました。

このたび、これまでの検討を踏まえ、武道振興施設のあり方に関し、本検討会として報告書を取りまとめました。

武道振興施設のあり方に関する提案

武道振興施設のあり方について

本県においては、日本伝統の武道を、県民、特に青少年の間に普及・奨励し、その健全育成を図るとともに、県民の健康づくりや生涯にわたる学びを推進するため、武道振興の中核的拠点となる県立武道館が必要である。

県立武道館が必要な理由

スポーツによる元気な信州づくり

県立武道館を整備することで、競技活動の目標となる拠点ができることにより、子どもたちや競技者、武道関係者の活動意欲を向上させるとともに、競技力の向上につながる。さらに、全国大会等で本県選手が活躍することにより、地域の一体感を醸成し、県民に元気と勇気をもたらすことが期待される。

また、競技を続けたい人が県内にとどまって活動できる場となり、有力選手が県内で継続して活躍することが期待される。

これらの活動を通じ、地域が活性化し、スポーツによる元気な信州の実現につながる。

本県においては、日本伝統の武道を、県民、特に青少年の間に普及・奨励し、その健全育成を図るとともに、県民の健康づくりや生涯にわたる学びを推進するため、武道振興の中核的拠点となる県立武道館が必要である。

生涯スポーツ社会の実現

県立武道館を拠点として、県内の武道競技団体が連携し、武道に触れる機会を提供することにより、武道が広く普及し、子どもから高齢者まで幅広い年代の方が同じ競技に取り組める環境が広がる。それにより、世代間交流や高齢者の生きがいづくりなど、生涯スポーツ社会の実現につながる。

あわせて、それぞれの年齢に応じて無理なく身体活動に取り組める機会が拡充することにより、さらなる「健康長寿県」の実現が期待される。

また、裸足で行う等、武道の有する特性に配慮した構造の施設を整備することにより、武道に取り組む県民に、安心・安全・快適な環境を確保するとともに、心身鍛練の場にふさわしい環境を提供することができる。

青少年健全育成・競技力向上の根幹となる指導者の育成

武道の普及・奨励には、指導者の育成や資質の向上が必要であり、県立武道館を拠点とする体系的な指導者研修により、正しい指導方法を身に付けた指導者が全県で養成されること、指導者の資質が向上することが期待される。特に、

平成24年度からは中学校において武道が必修化されており、適正で効果的な指導の普及に有効と考えられる。日本固有の伝統と文化に触れ、礼節を尊重する態度等心技体を一体として修練すること、様々な世代と交流することにより、青少年の健全育成につながる。

また、子どもたちの体力・運動能力が低い水準にあることが懸念される中、武道の普及により、子どもたちの身体感覚を養い、安全に関する能力(自分を守り相手を思いやる能力)を身に付けることが期待される。

観るスポーツ・支えるスポーツの振興

スポーツ活動の拠点としての役割に加え、既存の武道施設では開催が困難な大規模大会を積極的に誘致することにより、観光の振興や地域の活性化が図られるほか、多くの県民がその大会を観戦することにより、競技者として武道に取り組むだけでなく、武道を「観る」機会が拡大する。あわせて、観やすい環境を確保することにより、レベルの高い選手の技や姿勢を間近で観られることができ、未来を担う子どもたちに夢や感動をもたらすことが期待される。

また、県立武道館を拠点として、広く県民に情報を発信することにより、県民が武道をより身近に感じ、ボランティア等として「支える」機会が拡大し、人材の育成にもつながる。

留意事項

県立武道館の整備にあたっては、県の財政状況を考慮し、建設及び維持管理に要する経費をできる限り抑制した上で、本県の拠点としてふさわしい規模の施設とすること。

地元市町村との協力・連携により、財源確保等に取り組むほか、民間企業との連携や、利用目的に応じた適正な利用料金の設定・徴収により、維持管理に係る収入の確保等に努めること。

なお、東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、事前合宿やプレ大会での利用を目指し、できる限り早期に整備することが望ましい。

県立武道館の利活用にあたっては、県民にとって使いやすい施設とするため、武道の活動及び施設の維持管理に支障のない範囲で、武道以外の利用も検討すること。

また、大会の誘致・開催、日常的な利用については、武道競技団体及び地元市町村の協力を得て、利用率の向上に努めること。

県立武道館は、周辺施設と連携することにより、より機能を発揮することが期待されることから、その設置にあたっては、周辺施設の状況も考慮した上で、適地を選定すること。

また、利便性を高めるため、施設へのアクセスについても十分配慮すること。

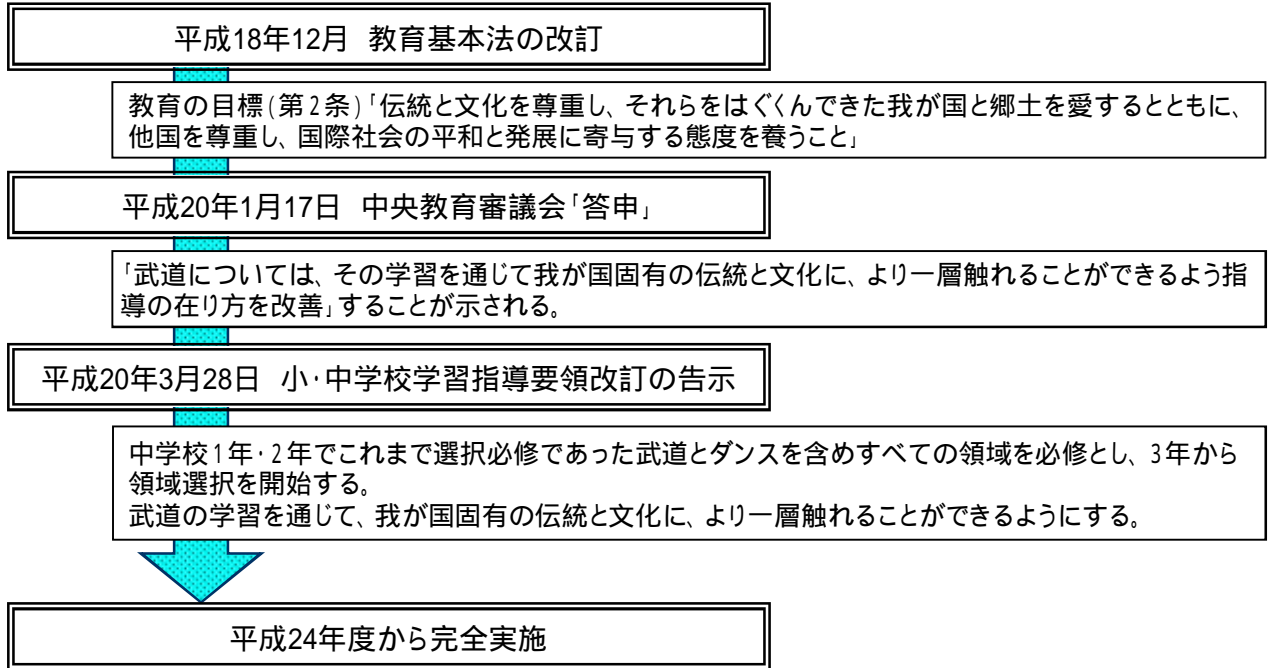
あわせて、建設地の選定にあたっては、利用者の意見を尊重することが望ましい。

武道振興施設のあり方に係る検討に至る経緯

中学校における武道の必修化

平成24年度に中学校における武道の必修化が完全実施されたことに伴い、指導者の育成がますます必要になっているほか、武道に関わる機会が増えるなど、武道に対する理解が進み、武道を振興する気運の醸成が見込まれるところです。

< 中学校武道必修化の経緯 >



県立武道館の建設要望

これまで、県立武道館の建設について関係者から繰り返し要望活動が行われてきました。特に、平成22年2月には、長野県武道連絡協議会が17万人の署名を添えて県立武道館の早期建設を知事に要望するとともに、県議会にも県立武道館の早期建設を要請する請願が提出され、採択されました。

< 最近の要望等の経過 >

年月日	内容	要望者等
H18.10.1	県立武道館の建設を要望(知事)	長野県柔道連盟
H20.9.30	長野市への県立武道館の建設を要望(知事)	長野市、長野県相撲連盟
H22.2.22	県立武道館の早期建設を要望(知事)(17万人署名を添えて要望)	長野県武道連絡協議会
H22.2.22	県立武道館の早期建設を要請(H22.2月議会への請願 採択)	長野県武道連絡協議会
H22.12.7	県立武道館の建設を要望(知事)	長野県武道連絡協議会
H23.6.22	県立武道館の早期建設を要望(知事・教育長)	長野県武道連絡協議会
H24.3.13	県立武道館の早期建設を要望(知事・教育長)	長野県議会 スポーツ振興議員連盟
H24.7.5	県立武道館の早期建設を要望(知事・教育長)	長野県武道連絡協議会
H25.9.25	県立武道館の早期建設を陳情(H25.9月議会への陳情 採択)	佐久市体育協会
H26.9.25	県立武道館の早期建設等を要望(知事・教育長)	長野県武道連絡協議会
H26.11.27	県立武道館の早期建設を要望(H26.11月議会への陳情 採択)	佐久広域連合
H26.11.28	県立武道館の早期建設等を要望(知事・教育長)	佐久広域連合

武道振興施設のあり方検討会における検討の経過

第1回武道振興施設のあり方検討会（平成26年6月16日）

概要

武道を取り巻く現状等について、事務局から説明

以下の項目について、意見交換

- ・検討に至る経緯について
（中学校における武道必修化、県立武道館の建設要望 等）
- ・都道府県立武道施設の状況について
（都道府県立武道館は43都道府県で設置）
- ・長野県内の武道施設の状況について
（長野県における全国レベルの武道大会の開催場所 等）
- ・長野県における武道を取り巻く現状について
（長野県の武道競技人口、武道種目の競技水準 等）

主な意見

組織的・精神的な「拠点」が必要ではないか

体系的な指導者研修の窓口、競技者の目標としての位置づけ、関係団体間の情報交換 等

レベルの高い試合を観られる施設が必要ではないか

子どもたちのスポーツへの関心の高まり

武道の特性を踏まえた施設が必要ではないか

通常の体育館とは異なる床の構造(けがの防止)

東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、早期建設が必要ではないか

合宿、練習場所としての活用

福井県立武道館

視察の概要

- ・武道館の館長及び職員の説明を受け、施設を見学後、意見交換を実施。

施設の状況等

- ・平成元年完成、総工費56.5億円。管理運営費は、人件費を除き6,900万円程度。
- ・武道場の床にスプリングが入っているほか、剣道場の床下に藁を敷き詰めているなど、競技の特性にあわせた床の構造。
- ・武道のほか、子どものかかるた大会で使用。

武道振興のための取組等

- ・指導者の育成のため、日本武道館及び全国都道府県立武道館協議会との共催等で研修会を実施。
- ・県内の武道館関係者が集まる「公立武道館協議会」を開催し、情報交換等を実施。
- ・近隣の小学校・中学校からの依頼に応じて職員を派遣し、指導を実施。
- ・武道の普及のため、「武道教室」を開催。
- ・「武道館運営委員会」を設置し、各武道団体の方等と意見交換等を実施。

石川県立武道館

視察の概要

- ・施設の見学後、武道館の館長との意見交換を実施。

施設の状況等

- ・昭和53年完成（平成20年相撲場増設）、総工費14.6億円。管理運営費は、5,200万円程度。
- ・弓道場は高校生がほぼ毎日利用し、一般の方と一緒に練習。
- ・武道の特性に配慮した床の構造。
- ・武道のほか、ヨガ教室などに活用。

館長からの主な意見

- ・全国都道府県立武道館協議会の加盟都道府県に対しては、中央から講師を派遣してくれる事業があり、石川県の場合年間300万円程度の補助を受けている。
- ・平日は毎日各武道の教室が開催されている。日中の時間帯の利活用が課題。
- ・生涯スポーツの観点が必要。
- ・「拠点」という考え方はスポーツ振興に大事なこと。拠点があれば、稽古相手を求めに来たり、高段者の指導を求めに来たりして、人が集まる。
- ・将来の武道振興のため、子どもたちの育成が重要。魅力ある指導者が必要。

第2回武道振興施設のあり方検討会（平成26年9月25日）

概要

県内10武道競技団体の代表者から、現状等について意見聴取。

【当日出席団体】 長野県相撲連盟、長野県柔道連盟、長野県弓道連盟、
（一財）長野県剣道連盟、長野県なぎなた連盟、
長野県空手道連盟、長野県少林寺拳法連盟、
長野県合気道連盟（以上、8団体）

主な意見

現在支障をきたしていること

大きな大会を開催したくても、開催できる会場を確保できないため、大会を誘致できない。

全国都道府県立武道館協議会に加盟していないため、中央の講師派遣事業を活用できない。

裸足で行うため、床が傷んでいた場合にけがをする可能性がある。

また、体育館等の床は硬すぎる。スプリングの入った床での練習と比較して、競技力向上の面で劣っている。

日々の練習場所の確保が大変。また、相撲にあっては日常的に活動できる場（屋内の土俵）がない。

県立施設ができた場合の活用方法

情報発信・PRの拠点とすることにより、武道に関わる機会を広く提供（教室の開催等）

武道教育の拠点、子どもたちが集う拠点（武道教室の開催）

大規模大会、講習会の誘致

指導者の育成（県立施設を中心とした指導者育成プログラム等）

「武道祭」の実施

県立施設建設による効果

他競技との連携・情報交換、指導者同士の交流等により、武道全体の発展につながる。

広く武道を知ってもらい、多くの方に関わってもらうことにより、武道の良いところ（生涯スポーツ、礼儀作法等）が広く伝わり、健康維持や青少年健全育成につながる。

第3回武道振興施設のあり方検討会（平成26年11月21日）

概要

これまでの検討における論点を整理。

「武道振興施設のあり方に関する提案(たたき台)」の検討。

主な意見

県外視察・武道競技団体ヒアリングにおける感想

各団体の皆さんが努力を重ねながら、子どもたちへの武道を通じての教育や、スポーツ振興をなされていることを実感。

競技に集中して取り組むことができる環境が大事。

ランニングコストを考えた建物をつくるべき。

施設の必要性について

拠点づくりは、スポーツ振興には欠かせない。

異なる世代と交流できる施設が必要ではないか。

子どもたちが高齢の方と、選手として一緒に競技をしながら向き合い、いろいろなことを経験できる武道は魅力的であり、これからの日本にとって大事。

「聖地」が必要ではないか。

子どもたちや競技者にとって、「 」を目指そう」という存在が必要。

県民が「観る」又は「支える」きっかけとなる施設が必要ではないか。

情報発信等により、武道を広く普及することが必要。武道をやっている人だけでなく、武道を知らない人も受け入れられる開かれた施設が必要。

施設の建設・維持管理にあたっての留意点について

県の財政面も考慮する必要があるのではないか。

競技をする面は一流のものをつくるなど、必要なところにはしっかりお金をかけて、省くところは省く、メリハリのある施設がいいのではないか。

ネーミングライツなど民間企業との連携や、地元市町村との協力を検討すべきではないか。

駐車場も今後の大きな検討課題ではないか。

運営にあたっては、伝統文化の教育的側面を持った施設という観点を持つべきではないか。

第4回武道振興施設のあり方検討会（平成27年1月13日）

概要

「武道振興施設のあり方に関する報告書(案)」の検討。

おわりに

長野県は、県立武道館がないという全国でも数少ない県の一つです。

その中で、武道関係者の皆様が苦勞を重ねながら、武道の振興に取り組んでこられました。

本検討会において、県立武道館の建設に関する要望の経緯や武道を取り巻く現状等を聴き、他県の県立武道館を視察したり、武道競技団体からその現状をお聴きしたりする中で、長野県における武道を振興するための施設のあり方について議論を重ねてきた結果、「県立武道館が必要である」との提案に至ったところであります。

この提案には、県立武道館の建設又は維持管理において留意していただきたい事項を付記していますので、参考にさせていただければ幸いです。

今後は、県立武道館が早期に建設されるよう、施設整備に向けた取組が進められることを期待します。

あわせて、長野県の武道が振興することにより、青少年の健全育成や県民の健康増進等に寄与することを、心から願っています。

平成27年 1 月

武道振興施設のあり方検討会

会長 和田 哲也

付 属 資 料

武道振興施設のあり方検討会設置要綱

(設置)

第1 武道を振興するための施設のあり方を検討するため、武道振興施設のあり方検討会(以下、「検討会」という。)を設置する。

(組織)

第2 検討会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

(会長)

第4 検討会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5 検討会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 検討会の庶務は、教育委員会事務局スポーツ課において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月22日から施行する。

武道振興施設のあり方検討会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属・役職等	備考
犬飼 己紀子	松本大学人間健康学部スポーツ健康学科 教授	
酒井 浩文	NPO法人とよおか総合型地域スポーツクラブ ゼネラルマネージャー	
野口 京子	長野大学社会福祉学部社会福祉学科 教授	
藤澤 令子	一般社団法人長野県経営者協会 教育研修部課長	
町田 明彦	長野県武道連絡協議会 事務局長	
和田 哲也	信州大学教育学部 教授	会長